

実地監査年月日

平成 16 年 7 月 6 日、平成 16 年 7 月 7 日及び平成 16 年 7 月 9 日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(契約事務について)

1 入札手続について(共通)

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が認められた。

(現状及び問題点)

平成 14 年度生涯学習センターにおける「複写機消耗品供給契約」(単価契約)の予定総額は指名競争入札すべき 1,600 千円を超えているにもかかわらず、随意契約されている。事業団によると、平成 13 年度は生涯学習センターと事業団は別組織であり、平成 14 年度に統合した。平成 13 年度中に見積書を徴し、それぞれが随意契約内であったため入札を行わず契約したとのことである。平成 15 年度は事業団として、一契約で入札を行い契約している。

(改善策)

事業団会計規程で準用が規定されている群馬県財務規則第 188 条によると、上記契約価額は指名競争入札の必要がある。コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定は厳密に解釈し、厳守されることが必要である。

(参照 共通監査結果の項 1 - 10 頁)

(物品管理について)

2 備品等に係る管理手続について(共通)

備品等の実地棚卸及び管理台帳との照合が行われていないが、公の施設の管理受託業務に該当するので、現物確認管理につき改善されたい。

(現状及び問題点)

生涯学習センターで試査による現物実査を行ったが、県の資産番号と現品に貼付してある資産番号が異なるため、工作物台帳内訳書と現品の確認が出来なかった。(県民会館では県の資産番号と現品に貼付してある資産番号は一致している。)

実地棚卸及び工作物台帳内訳書との照合が行われておらず、備品が所在不明となってもその事実が検出できない管理体制である。

(改善策)

県生涯学習課は早急に工作物台帳内訳書を再整備する必要がある。その後事業団は備品の实地棚卸を行ったうえで、工作物台帳内訳書を実態に合わせて調整し、工作物台帳内訳書の資産番号を現品に貼付することが必要であり、その後も定期的な实地棚卸による現物確認を行うべきである。

(参照 共通監査結果の項1 - 11頁)

3 備品等の除却処理について(共通)

備品等で廃棄済のもの及び現物はあるが現在使われていないものの管理につき改善の必要がある。

(現状及び問題点)

事業団が管理運営を受託している施設における備品には、県有財産である物品と事業団財産である物品が混在している。各施設における備品管理状況を確認したところ、廃棄済で現物がないか、または現在使われていないいわゆる遊休資産が検出された。

- (1) 生涯学習センターの県有財産について現物の実査をしたところ、工作物台帳内訳書に記載されているものの内、以下のものは現物が確認できなかった。

財産番号	名 称	金額(千円)
201323 - 4021	形を覚えているロボット	942
201323 - 4015	働き者のロボット	1,260
201323 - 4016	生活と原子力の利用	1,170
201323 - 4022	電 気 を 作 る う	-
201323 - 4023	発 電 所 へ の 旅	-
201323 - 4014	X 線 の 透 視 術	6,010

これらは少年科学館の展示用の工作物であるが、平成14年度に展示設備の入替のために廃棄したものである。事業団が県生涯学習課への申請を失念したため、台帳から抹消されなかったものである。

- (2) 生涯学習センター内の視聴覚スタジオは、ほとんど使用されていない。
- (3) 県民会館内の分煙器10台(平成15年3月事業団の什器備品として2,205千円で購入)は現在使われていない。

平成15年5月に施行された「健康増進法」により「受動喫煙の防止」が施設管理者に義務付けられた。また健康増進法の施行を受け「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が改正された。このなかで空気清浄機を設置するだけでは不十分ということで、分煙器の使用が難しくなったことにより、平成15年12月にこの内6

(財)群馬県教育文化事業団

台を除却し、平成 16 年 4 月 1 日から全面禁煙のため、現在残りの 4 台も使用せずに倉庫に保管している。

(改善策)

- (1) 県所管課は事業団に管理を委託している設備の取得・廃棄に関して、利用不可能になった備品についての報告手続きを整備し、適切な承認のもとに、管理上の廃棄処理(財産から除外する処理)を適時に行える体制を築くべきである。
- (2) ほとんど使用されないのであれば、スタジオを別の用途に利用することなどを検討することが必要と思われる。
- (3) 現状では、分煙器の使用は不可能であることから、他への転売等考慮のうえ除却処理することが必要である。

なお、健康増進法の施行については社会的反響も大きく、購入以前に十分な調査をしていればこのような無駄な出費は防止できたものと思われるので改善されたい。

(参照 共通監査結果の項 1 - 11 頁)

4 切手、はがきの管理及び会計処理について(共通)

事業団では切手管理簿の他日々の切手払出帳を記帳して切手の管理をしているが、一部内容が不明になっている誤差があり、また平成 15 年度末の切手、はがき保有残高が異常数値になっており、その管理方法につき改善すべき点が見受けられた。

また、切手の在庫については正味財産増減計算書から減額し、貸借対照表の貯蔵品に計上する必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 生涯学習センターにおける管理状況

毎月切手払出帳の払出額を月次集計し、切手管理簿に転記して切手の残高を算出している。平成 16 年 3 月度の切手払出帳を計算したところ、払出枚数が切手管理簿の払出枚数より 70 枚不足している。担当者によると、定期刊行物を発送する際料金別納で総額を納めるため、総務課職員が何種類かの切手を合わせて担当者へ渡している。総務課職員は、総額の領収書を確認し内訳は担当者が切手払出帳へ記入しているため誤記入が生じたとのことである。

(2) 県民会館における管理状況

平成 16 年 3 月末の県民会館の切手残高は 782 千円、はがき残高は 336 千円であり、

種類別内訳は下記のとおりである。

種 類	期末在庫数量	平成 15 年度 使用量	在庫月数	平成 16 年 3 月 購入数
80 円 切 手	2,979 枚	2,667 枚	13.4 カ月	3,100 枚
90 円 切 手	2,530 枚	470 枚	64.6 カ月	1,200 枚
50 円 はがき	6,732 枚	862 枚	93.7 カ月	6,385 枚

切手、はがきの決算期末における保有残高は、13.4 カ月～93.7 カ月（約 1 年～8 年分）と異常数値になっており、また、ほとんどが平成 16 年 3 月（決算月）の購入分であることを考慮すると、予算消化のために切手、はがきを購入したと推測される状況になっている。

（改善策）

(1) 生涯学習センター

切手払出の管理を厳密にすることが必要である。

(2) 県民会館

本来、切手、印紙、はがき等は決算では資産（貯蔵品勘定）に計上すべきである。90 円切手及び 50 円はがきについては保有量があまりにも膨大であり管理上も問題があるので、今後は十分に注意する必要がある。

（参照 共通監査結果の項 1 - 12 頁）

（会計事務について）

5 計算書類総括表作成の必要性について(共通)

事業団は、県民会館自主事業につき特別会計を行っているが、一般会計との総括表の作成が欠落している。

（現状及び問題点）

事業団は、県民会館自主事業の収支を明確にする目的で当該事業につき特別会計を行っている。公益法人会計基準によれば、特別会計を設けた場合、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表について総括表を作成することとされているが、事業団の計算書類には、総括表の作成が欠落している。

（改善策）

総括表を作成することにより、法人全体としての収支及び財産の状況を明らかにすることが出来るので、公益法人会計基準に則り、総括表を作成されたい。

（参照 共通監査結果の項 1 - 14 頁）

6 退職給与引当金計上の必要性について

退職給与については退職給与引当金を計上して発生主義で会計処理する必要がある。

(現状及び問題点)

事業団は、退職給与引当金を計上せず、実際の退職手当支給時に退職金として費用処理するいわゆる「現金主義」で会計処理している。

これは、旧(財)群馬県文化事業団時代には計上していたが、旧(財)群馬県民会館が計上していなかったため、平成11年11月に統合後は旧(財)群馬県民会館に合わせて「現金基準」に変更したことによるものである。その後、退職金の支給が発生すると退職給与引当金及び同引当預金を取り崩して支給していった結果、平成16年3月31日には退職給与引当金及び同引当預金の残高は丁度ゼロになった。

事業団の常勤の役員及び職員(県派遣職員を除く)の退職手当に関しては、「退職手当規程」があり、群馬県職員の例によって算定した額を支給することになっている。

会計理論上、退職手当は給料の後払い的性質を有するものであり、毎年少しずつ増加する退職手当の要支給額を発生費用として認識すべきであり、その累計額は一種の未払金と考えられることから、退職給与引当金として貸借対照表の負債の部に計上する必要がある。

この点に関して日本公認会計士協会公益法人委員会報告第7号「公益法人会計における退職給与引当金について」(以下「委員会報告」という)では、「退職給与引当金の条件付債務としての性格が確認される限りにおいて、これを貸借対照表負債の部に計上することが強制されるものであると考えられる。」としている。

(改善策)

退職給与引当金設定の具体的方法について上記委員会報告では、「期末要支給額計上方式」又は「同方式の現価方式」のいずれかを採用するのが適当であるとしている。

「現価方式」の計算には複雑な前提条件も必要であることから、公益法人では「期末要支給額計上方式」の事例が多く見られるので、以下同方式の計算をした。

「期末要支給額計上方式」は期末現在在職する全職員が自己都合で退職した場合の要支給額を退職給与引当金として貸借対照表の負債の部に計上する方法である。その金額は、事業団の試算によると以下のとおりである。

平成15年3月31日現在 357,848千円

平成16年3月31日現在 332,638千円

なお、退職給与引当預金については、必ず設定しなければならないわけではないが、退職給与引当金の額に見合う資金留保がなされていることが財政上好ましいので、同額を設定することが望まれる。

7 宝くじコンサート契約書に係る入金処理について

宝くじコンサート契約について受託料入金額が契約書と一致していない。

(現状および問題点)

宝くじコンサートの委託(委託者:(財)自治総合センター)における受託料請求額は委託契約書第3条で規定されている額と異なった金額になっている。

日 時	場 所	契約書記載額	実際請求額
平成 16 年 2 月 7 日	利根沼田文化会館	8,776 千円	8,635 千円
平成 16 年 2 月 8 日	明和町ふるさと産業文化館		
平成 16 年 3 月 27 日	尾島町生涯学習センター	4,276 千円	4,268 千円

実際請求額は、実施要領で概ねとして定められた経費区分によって、(財)自治総合センターに負担させてよい経費の集計額となっているが、契約書第3条で定めている金額を請求できるものと思われる。

(改善策)

契約書に則った事務処理を実施すべきであり、(財)自治総合センターと協議のうえ、平成16年度以降については、適切な契約書を作成のうえ、契約書で定めた受託料を適正に請求すべきである。

意見

(契約事務について)

事業団の1件50万円以上の指名競争入札の平均落札率の推移は以下のとおりである。

施設別	摘要	平成13年度	平成14年度	平成15年度
生涯学習センター	件数	4件	7件	5件
	平均落札率	83.7%	76.1%	88.1%
県民会館	件数	4件	2件	6件
	平均落札率	87.4%	98.2%	96.2%

契約事務に関して改善すべき事項は以下のとおりである。

1 指名競争入札における指名業者の選定理由について(共通)

指名競争入札における指名業者選定の理由が明確ではない。

(参照 共通意見の項1-17頁)

2 指名競争入札における指名業者の固定化について

指名業者の適切な入替えを行い、合理的な理由のない固定化は避けるべきである。

(現状及び問題点)

事業団の指名業者の選定方法は県に準じて行う方針であるが、具体的な基準等は特になく、結果的には指名業者は固定的となる傾向にある。すなわち、指名業者の選定は県工事請負資格者名簿(県ランク)に従って行うことになるが、県の保有するリストを共有しているわけではないため指名が前例に集中しがちになる。

平成11年11月に教育文化事業団と県民会館の管理を一元的に行うこととなり、両者の業者リストが共有できたにもかかわらず、平成15年度になってやや進展は見られるものの、まだ十分ではない。

(改善策)

実務上の煩雑さを避けるためには、指名業者を固定化したほうが容易であるのかもしれないが、指名業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平性確保の観点から望ましくない。指名業者選定時における検討対象業者の拡大や指名業者の適切な入替えの実施等を行い、合理的な理由のない指名業者の固定化は避けるべきである。

県の保有する業者のランクリストを事業団に開示してもらえれば、効率的にかつ広範囲な業者選定が期待できる。また、事業団内部においても情報の共有化により指名業者の幅を広げる努力を期待する。さらには、インターネットで公表されている「経営事項審査結果の公表」を活用するなどして、改善を図るべきである。

3 指名競争入札における指名業者数の減少について

指名業者数が減少している事例が見受けられるが、競争の利益を確保するためには、指名の数は、なるべく多いことが望まれる。

(現状及び問題点)

指名業者の減少や入替えの理由が不明である以下の事例が見受けられた。

- (1) 平成 14 年度は 5 者であったが平成 15 年度は 3 者に指名業者数が減少している事例。
- (2) 平成 13 年度から平成 15 年度の間で指名業者数は 3 者のままだが、その内訳が毎年入替わっており、過年度に指名されていた業者が外されている事例。
このような指名業者の減少や入替えの理由は不明である。

(改善策)

競争原理を採用して行政コストの削減、公正性及び透明性を確保する等の観点からは、業者を幅広く指名して十分な競争が行われることが望まれる。

県財務規則第 184 条でも 3 者以上のものを指名しなければならないとし、また、「3 者」は、最低限の基準であって、指名競争入札の競争性を高め、競争の利益を確保するためには、なるべく多いことが望ましいと規定されている点からも現在のあり方を見直されることを期待する。

4 積算価格の精度見直しの必要性について(共通)

予定価格と入札価格との大幅な乖離が発生した事例があったが、予定価格(積算価格)の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(現状及び問題点)

以下の 2 例のとおり、予定価格の算出精度に問題のある事例が検出された。このような予定価格の設定になると、予定価格が上限価格としての機能を発揮できないことになるおそれがある。

- (1) 県民会館の機械設備等保守管理委託契約で、積算価格・予定価格と落札価格との間に大きな差があった。原因は積算時に設備の改修契約を施行した業者と県との間に保証契約があることを見落とししたことにある。
- (2) 生涯学習センターの科学展示室展示設備保守点検委託契約は、積算価格・予定価格と落札価格との間に毎年大きな差がある。

(改善策)

生涯学習センター及び県民会館の施設は県有財産であることから、設備の保守管理契約時には、県と業者との間で何らかの保守契約が結ばれていないかどうかなどについて、県と事業団の間で情報交換、確認作業をした上で適切な積算が行われることが望まれる。

また、積算価格と入札価格との乖離が生じることはやむをえないこととしても、大幅な乖離が生じたような場合には積算価格の精度の見直しを行うなど、積算価格の合理性の確保に努める必要がある。

(参照 共通意見の項 1 - 17 頁)

5 見積合せを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)について(共通)

1者随意契約はあくまでも例外処理であり、契約価格の客観性、合理性の確保及び経営管理の効率化等の観点から3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(現状及び問題点)

1件50万円以上の随意契約に占める1者随意契約を対象に調査したところ、その割合は以下のとおりであった。

施設	年度	随意契約数 (A)	1者随意契約数 (B)	1者随意契約率 (B)/(A)
生涯学習センター	平成13年度	43	34	79.1%
	平成14年度	52	40	76.9%
	平成15年度	45	33	73.3%
	小計	140	107	76.4%
県民会館	平成13年度	26	21	80.8%
	平成14年度	27	25	92.6%
	平成15年度	26	20	76.9%
	小計	79	66	83.5%
合計		219	173	79.0%

この中には合理的な理由のあるもの、特定事業のため相手方が限定されているもの(平成13年度16件、平成14年度18件、平成15年度15件)も含まれているが、見積合せを実施できるものも相当数ある。また、1者随意契約とした理由として説得力が不十分なものが散見される。

以下具体例を記載する。

(1) 生涯学習センター

平成14年度庭園管理の指名競争入札不調に伴う随意契約について、3者見積りがなされていない。なお、入札価格の最も低い業者から改めて見積書を徴したところ、予定価格を下回ったため見積額で契約した。